

令和5年6月30日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(10時59分開会)

◎明神委員長 本日から委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件はお手元にお配りしております付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、7月4日火曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

それでは、お諮りします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、部局ごとに説明を受けることにいたします。

《総務部》

◎明神委員長 最初に総務部についてであります。

それでは議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

また、この後行う行政管理課の議案に警察本部が関係するため、警察本部より尾崎警務部長、森警務部参事官が同席しております。

◎徳重総務部長 それでは総務部の議案などにつきまして、私から総括して説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算の概要につきまして御説明を申し上げます。お手元の資料のうち、総務部という青いインデックスのつきました総務委員会資料、議案補足説明資料の1ページ、令和5年度6月補正予算(案)編成の概要をお開きください。

まず下の(2)歳出の表でございますが、一番下の総計(1)+(2)の行の中ほど、補正額(B)の欄を御覧ください。総額で54億8,067万5,000円の増額補正となっております。

歳出の内訳といたしまして、(1)の経常的経費が42億200万円余りとなっております。このうち、その他が41億9,900万円余りとなっておりますが、これは、省エネ性能の高い家電製品の購入支援や、燃油・飼料等高騰に係る農業者、漁業者への給付金に係る経費などでございます。

また（２）の投資的経費が12億7,800万円余りとなっております。こちらは、省エネ設備への更新を支援する補助金や、新事業新分野へのチャレンジを支援する補助金、路線バスや高速バスなどの更新を支援する補助金といった、設備投資に対する支援などでございます。

これらの歳出を賄う、上の表の歳入でございますが、（１）の一般財源につきましては、財政調整基金を2億1,700万円余り取り崩すこととしております。

中ほどの（２）の特定財源につきましては、52億6,300万円余りとなっております。このうち、国庫支出金が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、52億3,200万円余りとなっております。

またその他は、クルーズ客船受入業務の高知市負担金など、3,000万円余りとなっております。

以上、補正予算全体の概要でございます。

次に、総務部関連の議案でございます。資料はお手元の③高知県議会定例会議案（条例その他）をお願いいたします。こちらの表紙をおめくりいただきまして目録を御覧いただければと思います。

総務部からは、条例議案として、第2号から第6号までの5件の条例議案を提出させていただいております。なお補正予算を含む議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

最後に、主な審議会などの状況といたしまして、総務部に关します本年3月10日から6月29日までの開催状況につきまして、説明をさせていただきます。資料は最初に御覧いただきました議案補足説明資料のうち、審議会等という赤い色のインデックスをお開きください。表題に主な審議会等の状況（総務部 3月10日～6月29日）と記載した資料でございます。

まず、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては、令和5年3月24日及び5月19日に開催いたしまして、諮問案件1件について審議し答申を決定しております。

次に、高知県行政不服審査会でございます。今期につきましては、令和5年3月17日、4月25日、5月23日及び6月29日に開催いたしまして、諮問案件8件につき審議をいたしまして、うち2件は答申が決定、1件は諮問を取り下げられ、残り5件は審議を継続することとなっております。

次に、高知県個人情報保護制度委員会でございます。今期につきましては、令和5年3月22日に開催いたしまして、令和5年度からの高知県の個人情報保護に関する規則などについて協議し、異議なく承認をいただいております。

最後に、高知県職員倫理審査会でございます。今回6月19日に審査会を開催し、令和4年度分の贈与等の状況について審議していただきましたが、委員の方からは特に問題とす

る意見はございませんでした。関連資料といたしまして、次のページから贈与等報告書の件数などを添付しておりますので御参照いただければと思います。私からの総括説明については以上でございます。

◎明神委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈行政管理課〉

◎明神委員長 初めに、行政管理課の説明を求めます。

◎寺村行政管理課長 当課からは、条例議案2件を御説明させていただきます。

まず、第2号議案職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして、関係課を代表して説明させていただきます。議案補足説明資料の赤色のインデックス、行政管理課の1ページをお開きください。

まず、1改正内容について御説明をさせていただきます。資料の中ほどの表に記載をしておりますとおり、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する業務に従事した場合、例えば、患者に接して行う作業や、接種した検体を取り扱う作業など、業務の内容に応じて、4,000円から290円までの特殊勤務手当を支給するよう、条例の附則に規定をしているところでございます。

当該手当につきましては、国家公務員の制度に準じて令和2年7月に創設し、適用しているところでございますが、感染症法の改正によりまして、先月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に分類されたことに伴い、国におきまして、新型コロナウイルス感染症に関する特殊勤務手当が廃止されたことを踏まえ、本県におきましても当該手当を廃止しようとするものでございます。

次に、2施行期日につきましては、この条例が公布の日から施行することとしております。職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎中根委員 コロナも落ち着いたかのように見えたけれども、また再度元気になってきているという危機感を持っています。そんな中で、5類にはなってしまったんですが、現在、5月8日以降のコロナに関連する作業を行った方たちへの手当というのはどうなっていますか。

◎寺村行政管理課長 御存じのとおり、基本的に現在保健所等において以前のように対応することはなく、基本的に医療機関で対応しておりますので、ここに書かれてるような作業が発生しているとは部から聞いておりません。

◎中根委員 今後沖縄のような状況になったときに、一体どうするんだろうという危機感を持ってるんです。このままいけばいいんですけども、そうでもないような状況が起こったとき、当課としては、対応の仕方、見通しはどんなふうにとっていらっしゃるか、分

かれば教えてください。

◎寺村行政管理課長 確かに、近年ニュース等で第9波が発生しつつあると話は聞いております。また本県におきましても、そういったことがありましたら、健康政策部を中心にしっかりと県内で対応はしていかなければならないと考えております。

ただ、今回新型コロナウイルス感染症は、行政の関与を前提とした特別な対応が必要な感染症から、季節性インフルエンザと同様に通常の感染症に移行しておりまして、先ほど申し上げましたように、基本的に医療機関を中心に対応していただくこととなっております。福祉保健所の職員が直接そういった患者さんに接する業務は、直ちに発生する可能性は低いと考えております。また一方で、万が一発生しましても、インフルエンザと同様の対応でありまして、一般的な感染症におきましても、こうした特殊勤務手当は支給していないことから、それに準じた形になろうかと考えております。

◎中根委員 今後の検討も様々だと思うんですけども、もう5類になったからというだけではなくて、様々な、国絡みの話にはなるかと思えますけれども、後手後手になってみんなが苦しむような状況にならないような、英断をどこかでという意識を、いつも持っていていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

ここで、尾崎警務部長、森警務部参事官は退席をいたします。

引き続き、行政管理課の説明を求めます。

◎寺村行政管理課長 続きまして第3号議案公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして御説明をさせていただきます。同じ資料の2ページ目を御覧ください。

1 改正目的につきましては、高知県土地開発公社が、令和5年3月31日付で解散したことに伴い、必要な改正をしようとするものでございます。

2 の改正内容ですが、県が職員を派遣することができる公益的法人につきましては、条例の第2条第1項において規定をしており、このうち特別の法律により設立された法人、例えば高知県社会福祉協議会などを、第3号に列記して規定しているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、高知県土地開発公社が令和5年3月31日をもって解散しましたことから、同公社に関する規定を削除しようとするものでございます。私からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

〈財政課〉

◎明神委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎中島財政課長 一般会計補正予算につきまして、1件御説明いたします。資料②高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の3ページをお開きいただければと思います。

12款繰入金でございます。これは先ほど冒頭で総務部長から説明をいたしました、6月補正予算の財源として必要になります一般財源につきまして、財政調整基金の取崩しで対応するため、繰入金としまして、2億1,751万円の増額補正をお願いするものでございます。財政課からは以上になります。

◎明神委員長 質疑を行います。

（なし）

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈税務課〉

◎明神委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎東税務課長 税務課の条例その他議案につきまして、議案補足説明資料により御説明申し上げます。議案補足説明資料の総務部という青いインデックスの中の、赤いインデックスで税務課とありますところをお開きください。

税務課からは、3つの条例議案を提出させていただいております。

まず、1高知県税条例の一部を改正する条例から説明をさせていただきます。令和5年度税制改正に伴います地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されましたことに伴いまして、県税条例に必要な改正を行おうとするもので、県独自の改正項目はありません。

主な改正内容につきまして、御説明します。まず、自動車税の環境性能割に関するものでございます。自動車税の環境性能割は、環境性能のよい車両の普及を促進するという趣旨から、自動車の燃費基準などによって税率が決定される仕組みとなっております。

税率区分につきましては、通例では2年に1度見直しが行われることとなっておりますが、現下の経済情勢などを踏まえ、令和5年度の税制改正におきましては、3年間の税率区分について定めることとなったものでございます。

具体的には、ア、新型コロナウイルス感染症等を背景とした、半導体不足等による自動車の納期の遅延が発生している状況を踏まえまして、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置くこととしております。また、イですが、2035年、令和17年までの、乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%とする国の目標によりまして、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分の基準となる燃費基準の達成度を3年間で段階的に引き上げるものでございます。このことを踏まえまして、次回の見直しは3年後、令和8年度の税制改正で行われることとなっております。

次に、個人の県民税でございます。給与所得者の扶養親族等申告書につきまして、前年からの記載事項に異動がない場合は、異動がない旨を記載して提出することができることとするものでございます。これにつきましては、国税の扶養控除等申告書で同様の見直しが行われることに合わせた改正となっております。施行日は令和7年1月1日としております。

次のページを御覧ください。まず、2高知県地域経済牽引事業に係る同意促進地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、通称、地域未来投資促進法に関する、総務省令の改正に伴うものでございます。

この地域未来投資促進法に基づきまして、地域の特性を生かして高い付加価値を生み出し、地域に経済効果を及ぼす地域経済牽引事業に対しましては、不動産取得税の課税免除を行っております。この課税免除の対象となります施設の設置期限が、現在は県及び市町村が作成する基本計画を主務大臣が同意した日から令和5年3月31日までとなっておりますが、総務省令の改正に伴いまして、令和7年3月31日まで2年間延長するものでございます。適用は、本年4月1日に遡及することとしております。

最後に、3半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらの改正も、総務省令の改正によるものでございます。半島振興法に基づく、半島振興対策実施地域におきまして、製造事業用設備などを新設または増設した事業者に対しましては、事業税及び不動産取得税の不均一課税を行っております。総務省令の改正に伴いまして、この適用期限を令和7年3月31日まで2年間延長するものでございます。また、適用は本年4月1日に遡及することとしています。以上が税務課から提出させていただいております条例議案です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 高知県の地域経済牽引事業に係る、税条例の改正の点についてお伺いをいたします。この改正の対象地域というのはどこになるのかということと、そのエリアでということが想定されるのかという点についてお伺いいたします。

◎東税務課長 まず、この対象地域でございますが、同意促進区域が今県内に2つございます。高知県全域という区域と、それから物部川流域という区域の2つでございます。高知県全域のほうは、主に製造業とかのものづくり分野を対象としております。それから物部川流域につきましては、観光まちづくり分野などを主に対象としている計画でございます。

◎はた委員 不動産取得ということなんですけれども、例えば調整区域だとか、一定開発に制限がかかっている区域もあろうかと思うんですけれども、そこの整合性というのは、あるのかどうか。言うたら、調整区域には当てはまらないのかどうか。それとも、調整区

域とかそういうものは関係なく、開発及び不動産ということになっていくのかどうか。調整区域との関係性についてお願いします。

◎東税務課長 課税免除はこちらがやってるんですが、制度の詳しいところは税務課の所管ではないもので、私もきちんとしたことがお答えできないところではございますが、例えば、農地転用許可等の手続に関する配慮とかそういうものが、この地域未来投資促進法の支援制度の中に盛り込まれておりますんで、一定何らかの配慮というのはされておるんじゃないかとは思いますが、その地域ごとで該当するかどうかは変わってくると思いますので、個々の詳細の部分までについては、把握していないというところが現実です。

◎中根委員 エコカーの問題ですけれども、悪いことではないんですけど、このエコカーまでなかなか行けない人たちもたくさんいるわけで、この間この施策が出来て、高知県の中でどのくらい電気自動車が増えてるんだらうとか、そういう数字をお持ちだったら教えていただきたいのですが。

◎東税務課長 この説明資料の中段に、自家用乗用車の場合という表を載せてございます。この中で電気自動車と燃料電池車というものの、令和3年度の新車の台数を調べましたところ、新車で68台、中古車で33台という数字になっておりました。これが令和2年度になると、新車で45台、中古車で20台となっておりますので、増えているということはまず間違いないんじゃないかなと思います。

◎西内（隆）委員 所管は変わるかもしれませんが、個人の県民税の扶養親族等申告書は、これは結局デジタルか何かで入力するんじゃないですか。大体、紙で何か書いて渡すと思います。その後、こういうものはデジタルで、変更がある人だけメールでリンクを踏んだ先で、変更事項があるなしみたいな、ボタン1つで終わるんじゃないかと思うんです。そんな先のことも考えながら、設計のビジョンがあるのかどうかなんですけど。県民税のこのことに関して、そんなことが進んでおるかとかですね。

◎東税務課長 私が県職員として申請書をつくる時にどうしてるかとなると、今は住所と名前と毎年打って、それを会計の部局に提出をしてます。今回のこの改正では、異動がなければ、異動がないということを示したらよいとなっておりますので、まだ、具体的な様式などは示されてないんですけれども、異動がないということを示したらいいということは、やっぱり簡潔にしようというのがもとの狙いだと思うんで、簡潔になるような方向で進められていくんじゃないかなとは思ってます。

◎西内（隆）委員 所管じゃないんで、難しいと思いますけど。そういう作業は、今の知事の言うDXの流れで、ワン工程で済みそうな感じがするんでね。そういう工夫もぜひ総務部として考えていってもらいたいと思いますので、参考までに。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《教育委員会》

◎明神委員長 次に、教育委員会について行います。

それでは、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎長岡教育長 まず議案について説明をさせていただきます。6月定例会に提出しております教育委員会関係の議案は、第1号、令和5年度高知県一般会計補正予算の1件でございます。

資料②令和5年6月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の71ページ、教育委員会補正予算総括表を御覧いただけたらと思います。

教育委員会所管の補正予算につきましては、県立学校の学校給食における物価高騰に伴う値上げ分に対し、保護者等負担の軽減のため支援を行う経費や、1人1台端末が使用できる学習環境の充実を図るため、市町村が行う放課後児童クラブなどへの無線LANの整備を支援する費用を計上しております。合計1,949万6,000円の増額をお願いするものでございます。詳細な内容につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、報告事項につきましては、非強制徴収債権の放棄についてが2件、高知国際中学校・高等学校の校歌の取扱いについて、そして、県立高等学校再編振興計画の次期計画等の検討についての4件がございます。それぞれの報告事項の内容につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

次に、教育委員会が所管いたします主な審議会等の開催状況を説明させていただきます。審議会等と、赤いインデックスがつきました資料を御覧いただけたらと思います。

高知県教科用図書選定審議会を4月と6月に、そして、高知県社会教育委員会を5月にそれぞれ開催をいたしました。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜、委員の皆様にご報告をさせていただきます。私からの総括説明は以上でございます。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈高等学校振興課〉

◎明神委員長 初めに高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 当課の6月補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。資料②令和5年6月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）73ページをお開きください。

資料左、科目欄の上から3つ目の、4高等学校振興費についてでございます。これは、県立高知国際中学校の給食費につきまして、物価高騰等に伴う給食費の値上げに対する保護者の費用負担の軽減を図る経費といたしまして、138万6,000円の増額をお願いするもの

でございます。財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしております。

高知国際中学校の学校給食は、高知市立の中学校と同様、高知市の学校給食センターを利用しまして、学校給食の提供を受けております。令和5年4月から、給食の単価が280円から310円へと30円の値上げとなりましたことから、この値上げ分に対しまして、臨時交付金を充てさせていただくこととしております。当課からの説明は以上でございます。

◎**明神委員長** 質疑を行います。

◎**中根委員** 補填することではないのですけれども、県立中学校の給食は、国際中学校だけしかなかったかなという思いがしまして。安芸とか、中村とかはどうなっているのか、分かる範囲でちょっと教えていただければと思います。

◎**野田高等学校振興課長** 県立中学校につきましては、高知国際中学校のほか、県立安芸中学校と県立中村中学校がございます。県立中村中学校につきましては令和6年、来年度4月から学校給食が実施できますように、今準備をしているところでございます。県立安芸中学校につきましては、今、安芸市が、自校式の学校給食から、給食センターの配送式に移行している状況で、現在その配送は困難だと回答を受けているところでございます。それで現在安芸市とは協議を続けている状況でございます。

◎**中根委員** 安芸市は、安芸中高については校舎を移転することになっていますよね。そんな中でも、まだ協議中というふうになっているのでしょうか。

◎**野田高等学校振興課長** 安芸市のほうが、学校給食をする県立安芸中学校への配送する余裕がないということでございます。校舎が古くなって、自校式というところから全部取りまとめをして、給食配送センターという形の方向でやる途中だということでございますので、その余裕がないということでございます。今後できます環境になるように、安芸市とも協議をしていきたいと考えてございます。

◎**はた委員** 県立であれば全て給食という捉え方もありますけど、給食室からの配送でない昼食にあっても、負担軽減というものが、国の補助金の対象範囲でいうと可能だと思うんですけれども、先ほど話があったように、一部県立であっても支援がない、届いてないところもあると思うんですが、そこを埋める手だてというのか、そういうのはないのでしょうか。

◎**野田高等学校振興課長** 今回の支援につきましては、まず給食費の単価の値上がりが明確であるということがありまして、保護者が費用負担増の金額が把握できることでありまして、保護者や学校の多大な事務的負担が伴わないこととか、そういった根拠が明確であるということにつきまして、学校給食としてやらさせていただいたものでございます。

◎**はた委員** 学校給食でなくても、お弁当であっても、食材、電気代含めて高騰して、それが消費に転嫁されて値上がりしているということも、現場に聞けば分かることだと思う

んです。そういった、給食ではなくても、昼食で負担が増えていけば、そこを県立であれば支援をしていくというのが必要だと思いますけれども、それはできないかどうか。

◎野田高等学校振興課長 先ほど御説明をさせていただきましたように、児童生徒に対して一律に費用負担を求めている学校給食以外につきましては、なかなか支援を行う範囲とか費用負担増の詳細な把握というのが困難な状況でございますので、今回明確な学校給食について支援をさせていただいたということでございます。

◎明神委員長 対象外やきね。分かった。

◎はた委員 県立であれば、そういった支援がないところをなくしていくことが必要ですので、現場にぜひ昼食の価格高騰がどういう影響になっているかを聞いていただいて、必要があれば支援をしていくというふうに取り組んでいただきたいと要望しておきます。

◎寺内委員 高知市議会のほうも今議論されてますけど、高知市内で、市立の中学校と県立の中学校があると。市議会のほうでは、家計を助けるために、給食費を上げる分を補填すると。県のほうもこのようにしていただくことで、同じ中学校に通う中で差があったらおかしいので、それは了とするところです。高知市は期間を設けてるんですけど、今回の県のほうは、値上げに対する補填の期間はどのようになってるのでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 今回の学校給食の値上げにつきましては、令和5年度分ということで捉えております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校振興課を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎明神委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎濱田特別支援教育課長 特別支援教育課の6月補正予算について、御説明させていただきます。資料②令和5年6月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の75ページをお開きください。歳出についてでございます。

科目欄の上から3つ目の3特別支援教育費についてでございます。これは、国の原油価格、物価高騰対策の中の生活者に対する支援、学校給食費の増額分に対応するため、物価高騰等に伴う給食費の値上げに対する保護者の費用負担の軽減を図る経費としまして、286万3,000円の増額をお願いするものでございます。

詳細といたしましては、令和4年度に、給食費単価の見直しにより、幼稚部と小学部で314円から320円に6円の値上げを、中学部と高等部で326円から360円に34円の値上げを行っておりまして、その値上げ分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てさせていただくこととしております。当課からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 江の口特別支援学校の場合については、病院給食ということで、今回支援の

対象から外れているかと思うんですけれども、病院の給食も、食材高騰で値上げがされているケースがありますけれども、実態はつかまれているのでしょうか。もし病院給食であっても、値上げが想定されるならば、対象にして、支援していくことが必要ではないでしょうか。

◎濱田特別支援教育課長 江の口の給食の値上げの実態については、確認はしておりません。給食費としましては、土佐希望の家であったり、国立高知病院分校であったり、それから医学部附属病院分校というところは、施設の入所であったり入院というところですので、今回の給食の費用負担の軽減というところから外させていただいております。

◎はた委員 同じく、学ぶ子供たちの負担軽減というところでは、病院給食であっても、負担が増えている場合は対象としていくということをしていただきたいと思います。それと、特にその附属病院の場合の、給食実態の調査をされてないということですので、ぜひ、実態調査をまずしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

◎濱田特別支援教育課長 また、学校のほうには確認をするようにいたします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、特別支援教育課を終わります。

〈生涯学習課〉

◎明神委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎原生涯学習課長 当課からは、第1号議案、補正予算について説明をさせていただきます。資料②令和5年6月高知県議会定例会議案説明資料（補正予算）の77ページをお開きください。

右の説明の欄にありますように、放課後児童クラブ等デジタル化支援事業費補助金としまして、1,482万3,000円を計上しております。

内容につきましては、議案説明資料で説明をいたします。引き続きまして議案説明資料の赤のインデックス、生涯学習課のついたページをお開きください。

2段目の現状と課題のところから説明をさせていただきます。そちらの右の白丸にありますように、1人1台タブレット端末につきましては、放課後など学校外における活用が伸び悩んでいる状況がございます。

下に括弧書きをしておりますが、その一番下にありますように、令和5年1月の時点となりますが、小学校におきまして、毎日持ち帰りを実施と回答した小学校は7.5%となっております。その下のポツにありますように、具体的には学校だけでなく、家庭等での学習に1人1台端末を活用できるよう、デジタルドリルを活用した予習・復習や、調べ学習を行っている学校もございますが、先ほど説明しましたように、日常的に持ち帰りを実施している学校の割合はまだまだ低い状況にあります。

また、その下のポツにありますように、放課後の児童の居場所、また学習や体験の場と

なっている多くの放課後子ども教室及び放課後児童クラブにおいて、児童が1人1台端末を使用できる環境が整っていない状況もございます。

このような状況を踏まえまして、その下の枠囲みになりますが、放課後子ども教室及び放課後児童クラブにつきましては、参考に利用している児童数などを記載しておりますが、多くの児童が利用しておりますことから、Wi-Fi環境を整備し、児童が子ども教室や児童クラブにおいて1人1台端末を使用できるようになりますと、1人1台端末を使用する宿題や調べ学習などができるようになりますことから、放課後はもちろん、夏季休業中などにおける1人1台端末の活用促進を図ることができると考えております。

具体的な補助の内容としましては、下から2段目の事業内容の2行目のほうになりますが、定額補助としまして、その下の補助対象経費の区分にありますように、回線工事が不要な①無線ルーター、いわゆるWi-Fi機器の購入経費ですとか、今年度内になりますが、②のランニング経費などが対象となります。

その下、整備想定箇所としましては、それぞれ全体の約3分の1強に当たります、子ども教室55か所、児童クラブ67か所を想定しております。

スケジュールとしましては、一番下の段に記載しておりますように、この補正予算をお認めいただきましたら、速やかに市町村に当該補助金の周知や申請依頼を行いまして、8月から予算措置など準備が整いました市町村から、順次補助金申請を受け付け、交付決定を行うことで、早い市町村では9月頃から整備が進んでいくのではないかと考えております。説明は以上となります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎西内（隆）委員 端末の持ち帰りを実施する学校の割合が低い原因が、放課後子ども教室及び放課後児童クラブにあるということなんですか。それは学校側が、持ち帰って、こんなふうに課題をこなしてきなさいとか、こういうふうに活用しなさいねという、必要な指示を出してないことと関係があるがですか。どういうことですかね。

◎原生涯学習課長 今のところ1人1台端末の持ち帰りが進んでない理由としましては、1つには家庭に、いわゆるインターネット環境が整備されていない状況がありますこととか、あとは持ち帰りに伴って、仮に家庭等でタブレットが損傷した場合に、どうしたらいいかというような整理ができていないといったような理由から、進んでないと考えております。

◎西内（隆）委員 そうすると事業内容とかみ合いませんよ。

◎原生涯学習課長 事業内容の関係でいきますと、例えばインターネット環境が整っていない家庭の児童であっても、放課後子ども教室、放課後児童クラブに来れば、一定、2、3時間程度は放課後過ごすようになりますので、その場面で使える場面が増えていくというふうに考えております。

◎西内(隆)委員 意図することは分かりましたけど、目的と手段が入れ替わらんように。我々のイメージとしては、デジタル端末によって、非常に習熟度に合わせて個別最適化された、質の高い教育が受けられるというところが究極の目的だと思いますので。確かに補助金があるわけやから、宿題をやらせるためとか、持ち帰らせるために使うたらいいと思いますけど。そのあたりのことを踏まえて、これからもよろしくお願いしますという意見だけ。

◎はた委員 実際持ち帰りを実施してない学校が多いということと、実際放課後児童クラブの役割と、タブレットの利用の必要性だとか、実態把握というものを本当にされているのかどうか。ここだけじゃないんですけれども、デジタル化ってつければ、それはもう一気に早急にみたいな動きで予算がつくわけですけれども、本当に必要性が現場であるのかどうか。そういった調査されての予算提案なのか。経過も含めてちょっと教えてください。

◎原生涯学習課長 今回この予算を策定するに当たりまして、最初に説明しましたように、放課後における1人1台タブレットの持ち帰りがなかなか進まないという状況がございました。ただ、放課後児童クラブ、放課後子ども教室は、児童が放課後一定時間過ごして、実際その中でも宿題等を行う場面が非常に多うございますので、そういった状況を踏まえて、今回予算化をしてきたものになります。実態把握という意味でいきますと、一定、先ほど御説明しましたように、放課後の持ち帰りがなかなか進んでないという実態把握を踏まえて、今回放課後児童クラブ、放課後子ども教室においても使える場を増やすということで予算化したと、御理解いただけたらと思います。

◎はた委員 環境が変わったのでそれに合わせよという、デジタル化に子供たちや現場を合わせよというベクトルではなくて、やっぱり本当に必要なのかということ議論して、その上で予算がついていくという流れで、現場を優先する、実態把握するということを取り組む中で優先していただきたいと要望しておきます。

◎中根委員 タブレットじゃない、Wi-Fi環境というのは必要として、今回は予算がつきますけれども、これから後維持をしていくためには、やっぱり市町村の予算が必要になってくるんじゃないかと思うんです。そのあたりでの話合いというか、市町村が逡巡するような場面はないですか。

◎原生涯学習課長 確かに今年度につきましては、先ほど説明しましたように、ランニング経費も賄う予定をしておりますが、その後につきましては放課後児童クラブ、放課後子ども教室と、それぞれ運営費に対して国の補助事業を活用しまして補助しておりますので、それを活用して令和6年度以降は行うことになるかと考えております。

◎中根委員 その分上乗せの予算が回ってくるような状況になってるんですかね。

◎原生涯学習課長 その分につきましては、現在も同じ状況でございますが、必要経費については積立てをして、国へ要求していくという形になっております。

◎中根委員 放課後児童クラブにしても、学童のほうにしても、相当いろんな方たちが努力をしながら、ある意味身を削りながら子供たちを見てくれているという場面もまだまだありますので、県としてもこれを導入するに当たっては、費用面で、その人たちの労働の形態を削ることがないような配慮をしていただきたいと思います。要望したいと思います。

◎寺内委員 今、G I G Aスクール構想で、1人1台タブレットということで、これは高知県、非常に頑張っているんで了とするところですけども、小中、特に小学校なんですけど、やはり家庭へ持ち帰らせてふだん使いをさせたいけども、W i - F i環境が、またインターネット環境があるないで、学校もなかなか進めることができないという苦慮も聞いてます。持ち帰りをしてるところほどその成果が学力向上に結びついている。G I G Aスクールの大きな点というのは、タブレットの使用の仕方にも大きくあると思うんで、その点、校外に1つの施設としてこのように公費を入れて平等につくるような形で、少しでもその垣根を補ってくれるというのは了とするんです。その中でお聞きしたいんですけど、今想定数を放課後児童クラブは67か所、子ども教室が55か所。県下の中では、これはどのような配置になってるか、そのあたりを教えてくださいませんか。

◎原生涯学習課長 それぞれの数が、存在している放課後児童クラブ、放課後子ども教室の全体数の約3分の1程度となっております。残りの3分の2につきましては、例えば既存の学校の空き教室とかを使っている関係で、学校のW i - F iを使うことができるといったことから対象としていないというか、既に整備されている状況にあったり、今整備を進めている途中であったりということでございます。

◎寺内委員 今後、このような間口で、インターネット環境、W i - F iを入れていただくのは非常にありがたいことなんで、タブレット自体を自宅へできるだけ持ち帰り、学校から持ち出せるという方向の施策をどんどんとっていただくことを求めておきます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、生涯学習課を終わります。

〈保健体育課〉

◎明神委員長 次に、保健体育課の説明を求めます。

◎前田保健体育課長 保健体育課の補正予算について、説明させていただきます。資料②令和5年6月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の79ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、今般の物価高騰への対応として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、定時制の県立高等学校6校で実施しております夜間給食に関して、物価高騰等に伴う給食費の値上げ分、1人1食当たり50円の保護者等の負担軽減を図るためのものがございます。保健体育課の説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 県立高等学校、定時制も含めてですけども、完全給食というのはどうい

ことでしょう。民間の事業者が食堂を運営している形態もありますけど、それを給食と言われているのでしょうか。まずその点を。

◎前田保健体育課長 民間ではなくて、学校給食になってきますので、主には義務教育学校のところが入ってきてます。それ以外にも夜間給食みたいな形でも、一応言われております。

◎はた委員 今回、全ての県立の定時制高校が対象になるのでしょうか。

◎前田保健体育課長 全てではなくて、夜間のほうには補食といいまして、パンとか牛乳というような形でも配付しております。学校によっては完全給食みたいな形で、御飯とかみそ汁とか、そういったおかずがついたものやってるのが6校でございます。

◎はた委員 完全給食以外の学校もあるということで、そちらの学校への食材高騰による、昼食代の高騰に対する支援というのは、調査をされて検討されたのかどうか。

◎前田保健体育課長 それについてはしておりません。あくまでも学校給食に関わる分の補助金として出すようになっておりますので、現在夜間のほうの学校給食として対応していただいている6校が、既に昨年度もこの事業を使わせていただいております。そこについて、値上げが50円程度になりますので、それで今回計上させていただいております。

◎はた委員 財源の問題なんですけど、国からの物価高騰対策で出てきた交付金というのは、直接支援をするということが大きな狙いなんですけど、特段、給食でなければならないという線引きはなくて、自治体の判断だと思えるんですけども、今回のこの財源というのは、そういう財源を使ってるんじゃないのでしょうか。

◎前田保健体育課長 給食等という書き方もされておりますが、定時制に関しましては先ほども言った補食というのがありまして、パンと牛乳みたいなものも出しております。それは県費で全部出しているような形ですので、そこで一定賄っているというふうに考えております。

◎はた委員 完全給食でなくても補食であっても、それが物価高騰の影響を受けておれば、やっぱり支援していくという対応を求めておきます。

それと実態調査をしていただきたいんですけども、それはどうでしょうか。

◎明神委員長 何の実態調査。

◎はた委員 補食の学校の値上がり状態。

◎前田保健体育課長 補食については、県からパン、牛乳を全部支給してますので、それが影響するというようなことはございません。

◎はた委員 県から支援を受けてない、ほかの昼食、物価高騰の影響って幅が広いので、今回食べるということに支援をするわけですので、そこで格差が生まれないように調査していただいて、支援をしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

◎合田教育次長（総括） 教育委員会としましては、学校給食に対して今回支援させてい

ただくという整理をさせていただいてます。はた委員のおっしゃる内容は、県民皆さんが影響を受けてるわけで、例えば、食堂型の食事を提供している学校等については、普通の食堂と同じような考え方をとっております。ですから、県教育委員会は学校給食について、これはもう一律に負担を求めるわけですから、支援をさせていただくという考え方がございます。

◎明神委員長 はた委員。一般質問じゃないきね。質疑やから。

◎はた委員 はい。国の、今回の支援の最大の狙いは、実際困っているところを支えるということですので、県として給食という線引きをしたという考え方は説明で分かりましたけど、現場でやっぱり不公平があっては駄目ですので、そこは調査した上で、するべき支援はしていただきたいと要望しておきます。

◎三石委員 要望、要望って言うのとるけどよね。

◎明神委員長 そう、要望ばっかは聴けんぞそら。

◎三石委員 いや、委員長。

◎明神委員長 これ質疑やから。一般質問じゃないから要望、要望・・・。

◎三石委員 困るんのかな、ちゃんと返答しちよかな。要望で。ちょっと委員長。そのあたり、さばいてやらないと困るんじゃないですか。

◎明神委員長 全部調査、調査いうたらおまん、働き方改革の中でも、たまらんじゃないかよ、そんな、全部調査しよったら。だから質疑でやりゆうがやから、ここで、この中で質疑でやるやったらえいわ。

◎はた委員 その言い方っていうの、ちょっと恫喝的じゃないですか。

◎三石委員 いやいや、委員長。さっきも言うようにね、恫喝とかそういうんじゃないで。

◎中根委員 そんなふう聞こえるよ。

◎はた委員 聞こえますよ。

◎三石委員 発言中や。委員長に対して。なんでそんなこと言わないかんの、恫喝じゃいうてお前。委員長と話してんだよ。

◎はた委員 どうぞ。

◎三石委員 まとめて整理してやらないと、要望、要望ちゅうなことでいろいろ言うてね、それで何も黙ったたら、調査とか言ってますけど、それをせないかんなんですよ。次長が言われるように、それはできませんとか、これはこうやからこうということを言い切れないと、それで話がとまったら実施せないかんなんですよ。そこらあたり、委員長がよく整理して進めないと、大変なことになると。そのことを私は差配してくださいということで委員長に話をしてるわけですわ。

◎明神委員長 はい、分かりました。そのようによろしくお願いします。

◎中根委員 議場の場で、いろんな発言があることと思いますが、執行部の皆さんに、私

たちが、読み込み不足、読み込んだ上で、いろんな形で要望することはやっぱりあると思うんですよ。だから、そればかりを言うというのは問題ですけれども、そうではなくて、この議案に関係をする中身について、もうちょっとこういうことも今後考えてもらいたいのので要望するという、そういう形は、今、執行部がすぐに即答できなくても、そういう意見があったねということで持ち帰っていただくので、それでいいんだと思います。なにも発言を封鎖しなくてもいいんじゃないかなと思いますので、そこは判断をよろしくお願いします。

◎明神委員長 だから、今後、要望しますと。今後のときには。調査をお願いします、と言うたら、ほかのいろんな学校を調査せないかんなるから。全部、今のはた委員の要望はね、全部へ調査してくれ、調査してくれやからよ。ほいたら、皆さんが大変じゃない。調査せないかんなるから。だから、そうじゃなくして、今後、こういうことがあったときには、こういうことをお願いしますで、それで切ってもらわにや。

いいですか。まだ、あるかえ。えいろ。

◎中根委員 言いつらくなるよね、そんなん言われたら。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、保健体育課を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、教育委員会より4件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

まず、非強制徴収債権の放棄について、高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 報告事項の資料の赤いインデックスのつきました高等学校課、こちらの1ページをお開きください。非強制徴収債権の放棄につきまして、御報告をさせていただきます。

令和4年度に、高知県債権管理条例第14条の規定に基づきまして、高知県高等学校等奨学金及び当該奨学金に附帯する延滞利子に係る債権を、1件放棄をいたしました。

債権放棄しました事案の概要につきまして、ページ上部の枠囲みを御覧ください。債務の金額は60万9,900円、うち延滞利子5,900円でございます。

債権放棄事由は、条例第14条第1項第2号で、これはページ中ほどの条例抜粋の下線部のとおり、主債務者と連帯保証人2名の、返還対象者3名全員が破産法に基づく破産及び免責許可を令和4年中に相次いで受けたことによるものです。

債権放棄の背景について、御説明をさせていただきます。1債権整理に向けた取組を御覧ください。まず(1)高知県債権管理条例の制定にありますように、平成29年度から県条例第14条に定めた一定の要件のもとで、債権放棄が可能になっております。また、この

条例抜粋の下に米印にございますが、債権放棄は年度末に一括して行いまして、6月議会に報告することとなっております。

次に（２）全庁的な取組についてでございます。債権管理条例の制定後は、税外未収金の取組方針としまして、回収の見込みのない債権につきましては、条例に基づき債権放棄を推進することとなっております、令和4年度の取組方針におきましても、回収の見込みのない債権については、県条例に基づき債権放棄を推進することとなっております。

続きまして2ページ。2令和4年度に行った債権放棄及び不納欠損処理を御覧ください。高等学校等奨学金は、高等学校等において経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与するもので、原則、貸与期間が満了した半年後から返還をいたします。

この債務者のように、進学した場合には、在学期間は返還を猶予できるため、進学先を卒業後から返還を開始いたします。当該債務者は、平成26年4月から平成29年3月までの間に、計82万8,000円の貸与を受け、進学による返還猶予後、平成31年4月から月額7,000円の返還を開始をし、計22万4,000円の納付がございました。

しかし、令和3年11月30日に入金及び口座振替があった後、令和4年1月4日、納期限分が口座振替されず、督促状を発送する予定の数日前に、主債務者が債務整理を開始したことが、弁護士事務所からの通知で判明をいたしました。

その後、主債務者は、令和4年6月30日に高知地方裁判所から、破産法による免責を許可され、連帯保証人2名のうち1名は、主債務者と同日の令和4年6月30日に、もう1名の連帯保証人は、令和4年11月17日に、それぞれ高知地方裁判所から、破産法による免責を許可されました。

返還対象者全員が破産法による免責を許可されたため、令和5年2月17日に開催されました、令和4年度第1回高知県税外未収金対策幹事会債権管理推進部会におきまして、県条例第14条第1項第2号に基づく放棄案件として報告を行っております。

同部会での審議の結果、県条例第14条第1項第2号に規定する放棄要件を満たすことを確認をし、奨学金元金60万4,000円及び延滞利子5,900円の、合計60万9,900円を、令和5年3月31日付で債権放棄するとともに、令和5年4月7日付で、奨学金元金のうち収入調定済でありました11万2,000円の不納欠損処理を行いました。

当課における県条例第14条に基づく高知県高等学校等奨学金の債権放棄は、2年ぶり2回目であり、前回も返還対象者全員が相次いで破産免責されたため、債権放棄をしたものでございます。

最後に、3未収金債権に対する今後の取組を御覧ください。今後も債務者及び連帯保証人への文書や電話による納付指導等を行うほか、債権回収の強化策としまして、回収困難な案件に係る債権回収業務を弁護士に委託をして、未収金債権のさらなる回収に取り組んでまいりたいと考えております。当課の報告は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

次に、高知国際中学校・高等学校の校歌の取扱いについて、高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 高等学校振興課でございます。報告事項の青色インデックスの教育委員会、赤色インデックスの高等学校振興課の1ページを御覧ください。

まず、高知国際中学校・高等学校の校歌の取扱いについてでございます。この校歌の取扱いにつきましては、令和5年6月19日開催の臨時教育委員会におきまして、新しい校歌とすることを決定いたしました。

高知国際中学校・高等学校は、平成30年度に中学校が、令和3年度に高等学校が開校しておりますが、校歌の決定方法につきましては、開校前の平成29年3月、高知西高等学校と高知国際中学校・高等学校が同居する平成30年度から令和4年度までは、合同行事で中高同じ校歌を歌うことで一体感を育むため、高知西高等学校の校歌を高知国際中学校・高等学校の校歌とする。令和5年度中に、高知国際中学校・高等学校の生徒のみになった時点で、改めて在校生等の意見を聞き、県教育委員会が決定をするとしておりました。本年度、統合が完了し、高知国際中学校・高等学校の生徒のみとなりましたので、この決定方法に沿って、校歌の取扱いを決定したものでございます。

左下、在校生の意見でございます。5月9日に、生徒のアンケートを実施いたしました。アンケートの設問は、表の左の上に記載の、現在の校歌がよい、新しい校歌がよい、どちらでもよいという、3つの選択肢から選ぶというものでございます。

右の合計を御覧ください。一番多い回答数となりましたのは、どちらでもよいと回答した生徒で、413名、回答生徒の約4割を占めております。新しい校歌がよいが316、現在の校歌がよいが315と、非常に拮抗した結果となりました。

このアンケートでは、自由記述欄を設けておりましたが、現在の校歌がよいという回答の中では、歴史や伝統を受け継いでいく、大事にしていくというものや、愛着があるという意見、また、歌い慣れている、校歌を覚えているといった意見が多く見られました。

新しい校歌がよいという回答の中では、高知国際になったから、高知西の校歌だけを継承していくのはどうかといったものや、新しい歴史をつくるためといった意見が多く見られました。

また、どちらでもよいという回答の中では、現在の校歌もよいし、校歌が新しくなるのもよいというものや、あんまり気にしてないという意見が多くありました。

以上が、アンケートの結果でございます。

続いて資料の右、学校関係者の意見でございます。6月13日に、学校関係者の皆様から、校歌に対する意見をお伺いいたしました。高知西高等学校の学校関係者の皆様からは、2つの提案がございました。1つは、現在の校歌の1番から3番までの歌詞は残し、4番に高知南中・高校の校歌のキーワードを高知南高校校友会が選び、高知国際の生徒が作詞する。あるいは、4番は高知南高校校友会が作詞する、5番は高知国際の生徒たちが作詞する。曲は現在のものを継承するというものです。

2つ目は、現在の校歌とした上で、高知国際中・高等学校の生徒たちによるカレッジソングをつくるというものでございます。

高知南中学校・高等学校の学校関係者と高知国際中学校・高等学校の学校関係者の皆様からは、新しい校歌としてほしいという御意見でございました。

生徒のアンケートの結果、学校関係者の意見も参考といたしまして、教育委員会におきまして採決いただきました結果、全会一致で新しい校歌とすることを決定したものでございます。この決定を受けまして、今後、高知国際中学校・高等学校と制作方法等について協議を行いまして、校歌の制作に取り組んでまいります。校歌の取扱いにつきましては、以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 新しい校歌に決まったということですがけれども、アンケートの中では別の意見もあったかと思えます。新しい学校としてスタートする上では、みんなが納得する、よしとして進んでいくという環境が大事だと思うので、意見が違っていた皆さんへの配慮とか聞き取りとか、納得の合意形成についてどうやって取り組まれているのか、大丈夫なのかどうかお聞かせください。

◎野田高等学校振興課長 6月19日、臨時教育委員会を開催し、新しい校歌とすると決定しました。その結果については、その当日に生徒及び保護者の方に、このような結果になったと。今後学校が主体的に、また生徒も参画しながら校歌を制作していきたいというふうに、文書でお流しをさせていただいております。その上で、やはり高知国際中学校・高等学校として、主体的に生徒と関わりながら制作していくことが大事だろうと思っておりますので、この辺につきましては、何かしらで生徒が参画をしながらできるように、取り組んでまいりたいと考えてございます。

◎大石委員 校歌は今から制作するんですね。

◎野田高等学校振興課長 はい、今から取り組んでまいります。

◎大石委員 校歌というのは本当に学校を表す大変重要なもので、せっかく新しくつくるといふことに決めたということで、皆さんが期待ができるような作り方もそうですし、例えば作詞作曲を誰に頼むとかとか、こういうこともあろうかと思っておりますので、ぜひともすばらしいものができるように、いろいろ御努力をいただけたらと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、県立高等学校再編振興計画の次期計画等の検討について、高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 引き続きまして、県立高等学校再編振興計画の次期計画等の検討について御報告をいたします。報告事項、高等学校振興課のインデックス、2ページをお開きください。

資料の左でございます。平成26年度に策定をいたしました県立高等学校再編振興計画は、生徒数の減少、社会性の育成と進路保障、南海トラフ地震への対応といたしまして、平成26年度から10年間を見通した県立高等学校の在り方と方向性を示した計画で、本年度が最終年度となっております。

この計画の主なものとしましては、1つ目の丸、生徒数の減少に伴う適正な学校規模と適切な配置・南海トラフ地震への対応でございます。まず学校規模については、本県高等学校の適正な規模を、県全体といたしまして1学年4～8学級とし、また最低規模は、全日制の場合1学年2学級とした上で、その中でも近隣に他の高等学校がない地域の学校などを特例校といたしまして、1学年1学級20人以上としております。また、定時制の夜間課程は最低規模を、学校全体の生徒数20人以上として一律決めております。

適切な配置・南海トラフ地震への対応といたしましては、3地域の学校の統合や、学校の高台移転を進め、生徒の命を守る安全安心な教育環境の確保に努めてきております。

2つ目の丸でございます。次代を担う人材を育てる教育環境の整備では、ICTを活用した遠隔授業等で、主に中山間地域の高等学校の教育の充実を図ってまいりました。

3つ目の丸でございます。生徒や保護者の期待に応える教育活動の推進では、特色ある部活動を推進、また地域資源を生かした探究活動の充実に取り組んでいるところでございます。

この間の生徒数の推移を見てもみますと、平成26年度から令和5年度まで、約1,000人の中学卒業生数が減少しておりまして、今後も生徒数の減少が続くと推測される一方、その下の表にありますように、幾つかの学校におきましては地域との連携のもと、地域みらい留学の制度等を利用し、全国から生徒を募集する取組が始まり、県外からの入学者数が増加している、そのような状況がございます。

資料の右、課題と検討事項でございます。課題といたしましては、生徒数のさらなる減少による、高等学校の在り方と学びの保障、教育環境を取り巻く変化への対応といったことがあると考えられます。

検討する際のポイントといたしまして、今後も生徒数が減少する中におきまして、学校、課程等の適切な配置、適正な規模をどう考えていくのかと。小規模校における学びの保障について、ICTなどの活用の方法、また各高等学校が取り組む生徒数の確保に向けた対

策など。さらに、高等学校のさらなる魅力化・特色化のための取組。そして入試制度につきましては、入学定員や各校の特色を生かしました選抜方法や、入試の実施時期に関して検討を行う必要があると考えております。

教育環境を取り巻く変化への対応といった課題に対しましては、AIやビッグデータ、IoT技術に代表されますSociety 5.0社会の中で、学校における学びの在り方の検討、併せて国から示されました高等学校改革などについても検討を行う必要があると考えております。この検討のスケジュールにつきましては、今年度から来年度にかけまして、教育委員会を中心といたしまして、関係者や有識者の御意見を伺いながら検討を進めてまいります。当課からの説明、報告は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎大石委員 大変重要なことだと思いますけれども、その中で最低規模を現在下回っているのが3校とあります。これは今後、この4月から調査及び分析するようになってますけれども、現時点で、10年後に、このまま行けば最低規模を下回る可能性がある予備軍というのは、大体どれぐらいあるというふうに把握されてますでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 今手持ちに資料がございませんけれども、そのままいくと中山間地域の高等学校は、20名を維持するのが難しいのではないかと推測されます。一方、先ほど御説明させていただいたように、この後期実施計画の中の期間におきまして、地域外とか県外とかから、子供たちを積極的に募集をし、地域とともに学びを歩んでいこうという取組もしておりますので、あくまでも地元の生徒だけを見たときには、中山間地域の高等学校の生徒数というのは非常に厳しい状況があると捉えております。

◎大石委員 そういった中で平成に入って人口減少局面になってから、そもそも名前が県立高等学校再編振興計画というふうになってまして、適切な配置・再編ということをこの計画でずっと来たわけですがけれども、今後の検討課題の中には、特に中山間地域の核として立地する高等学校の在り方というのが、非常に色濃く入っております。ここににじみ出るのは、やはり中山間の拠点を守らないといけないという教育委員会の思いかなどとも思いますけれども、私も全く同じ考えで、そういう意味では、そもそもこの名前自体、再編振興計画の再編が表にずっと出る。これが平成以降ずっと続いていたわけですがけれども、この再編をのけて、県立高等学校振興計画みたいにできたらしてもらいたいなという思いもあるんです。これは2年かけて議論をするということになってますけれども、なかなか地域みらい留学も、全国的にもライバルも多いですし、すぐどうこうなるという問題でもないと思いますので、ぜひそういう大きな観点で、この計画自体を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 今回、現計画が県立高等学校再編振興計画でございますので、その次期計画ということで御報告いたしました。その名称につきましては、これから委員

の御指摘も踏まえて考えていきたいと思っております。今までも教育委員会として、中山間地域の高等学校というのはやはり地域の重要な拠点でございますし、地域の活性化の観点からも非常にその存在意義は大きいと捉えておるものでございます。そういった意味で様々な視点から検討が必要だと考えてございます。

◎大石委員 遠隔教育とかいろんな技術も進展してますし、平成の時代は再編統合ということが主流だったと思いますけど、これからまた違う観点で、ぜひ議論を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎西内（隆）委員 先ほど大石委員の議論の中でも、また課長の答弁の中にもありましたけれども、過疎地域における最低規模を下回っている学校なんかもありますけど、やっぱり中山間の振興とか、地域がコミュニティーとして維持していく上で学校が核となってという意味においては、存続できる限り汗をかいていきたいと我々も思うわけです。

そういう中で、出先でも指摘をさせてもらいましたが、地域みらい留学なんですけど、今後、ひょっとしたら学生が全員地域みらい留学の生徒だけになるというケースも出てこようかと思っております。他県では北海道かな、そういうところもあると聞いてますけれども、そうなったときに地域みらい留学が、高知県あるいは過疎地域において、どういう意味合いを持ってくるかというところをある程度今から整理して、例えば、そこから高知県に残ってもらってとか、あるいは出てからも帰ってきてもらってというところを狙って、こんなふうに学校教育でやっていくんですよというところをしっかりと落とし込んでいってもらえればと思います。そのあたりいかがお考えでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 何より重要なものというのは、高等学校が魅力的なものであることだと思っております。その地域ごとに資源があって、その地域資源を活用しながら、その高等学校に行きたいと思っただけの学校づくりをすることがまず大事なのではないかなと。その中で県外から来ていただく生徒も、そして地元の生徒も一緒に入っただく、そういう中で多様な価値観に触れ合いながら子供たちが成長する、そういった環境をつくっていける、そういうようなものに取り組んでいくのが一番大事という視点で考えていきたいと思っております。

◎はた委員 地域の核となる、定住移住にもつながる大事な学校を、どういうふうに維持していくかということでは、今までの県立高等学校の規模という枠だけではなくて、小中合わせて、またいろんな形で学びの核を残しつつ、地域に定住移住を促していくという役割も出てくるかと思うんです。県立高等学校だけの枠ではない、これからの学校の在り方、規模とかいうことも問われてくるので、市町村との連携というのにも必要だと思うんですが、その点はどう考えられて、この中で位置づけて取り組んでいかれるのか、お聞かせをください。

◎野田高等学校振興課長 これまでも市町村教育委員会、または市町村の首長部局をはじめ

め、地域との連携協働というのは非常に重要なものだというふうに捉え、地域連携協働という取組を進めてきた経過があります。それをさらに充実させることは、高等学校の在り方にも直結するものでございますので、委員の御指摘のように、しっかりと連携協働が図れますように取り組んでいきたいと考えてございます。

◎中根委員 有識者会議、どういうメンバーで何人くらいでという、その見通しはどうか。

◎野田高等学校振興課長 今、規模につきましては、教育委員会事務局内で検討中でございます。あんまり多くなり過ぎても、まとまらないということになるかと思えますけども、前回やった検討会なんかをベースにしまして、今後事務局内で詰めた上で、会を開くようにしていきたいと思っております。

◎中根委員 過疎地というか、人口減の県などでの経験、全国にもたくさんあると思うんです。それらも加味できるような方も、ぜひその人選の中に加えていただければなど。高知県だけの見方ではなくて、幅広の見方も含めて考えていければいいんじゃないかなと思いますので、ぜひ御検討ください。

◎明神委員長 要請で。

◎中根委員 はい。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校振興課を終わります。

次に、非強制徴収債権の放棄について、人権教育・児童生徒課の説明を求めます。

◎山中人権教育・児童生徒課長 令和4年度に、高知県債権管理条例に基づき、非強制徴収債権の放棄を行いましたので御報告させていただきます。資料の報告事項の赤色のインデックス、人権教育・児童生徒課の1ページをお開きください。

令和4年度に債権放棄を行いました債権の一覧でございます。高知県地域改善対策奨学資金給付金の戻入金に係る債権2件及び高知県地域改善対策奨学資金貸付金の戻入金に係る債権4件、合計6件の放棄を行いました。

資料の1制度の概要及び2制度の変遷を御覧ください。本制度は同和問題を背景としまして、高等学校や大学等に進学する能力を持ちながら、経済的な理由により就学が困難な方に対する支援措置として、昭和33年度から開始されました。その後、根拠法令の変遷とともに制度も貸与から給付、再び貸与などと変更されてきましたが、地対財特法の失効によりまして、平成13年度末をもって制度を終了しました。経過措置を経て、平成18年度で全ての貸与が終了しておりまして、現在は債権の管理回収業務のみを行っています。

資料2ページの3債権整理に向けた取組を御覧ください。(1)高知県債権管理条例の制定については、平成29年4月1日から条例が施行されまして、一定の要件のもとで債権放棄が可能となっております。今回の債権放棄は、条例第14条第1項2号、同条第2項第

1号及び第3号の下線部分に規定されている要件に基づき行ったものです。また、債権放棄は年度末に一括して行い、6月議会に報告することとなっております。

次に、(2)全庁的な取組ですが、時効期間が経過している債権について、全庁的に債権整理に取り組んでいくこととなっております。

4令和4年度に行った債権放棄及び不納欠損処理を御覧ください。今回放棄を行った債権は、自主退学等の理由により制度の要件に非該当となったため、既に貸与、給付済みの奨学資金の一部について戻入の必要が生じたものです。

債権放棄の検討に当たり、債務者の所在調査を行い、所在が判明した主債務者や連帯保証人に対し、文書や電話による催告等の回収努力を行いましたが、返済がなされませんでした。これらの債権は既に消滅時効期間が満了していること、債権額が少額であることなどから、県条例に基づく債権放棄案件として、税外未収金対策幹事会債権管理推進部会に報告をいたしました。同部会での審査の結果、条例第14条第1項2号、同条第2項第1号及び第3号に規定する要件を満たすことが確認されましたので、令和5年3月31日付で債権放棄を行い、5月31日付で不納欠損処理を行ったものです。

5番の、未収金債権の削減に向けた今後の取組を御覧ください。今後につきましても、引き続き文書や電話による納付指導などや、弁護士委託による未収金債権の回収強化など、未収金債権の削減に取り組んでまいります。以上で説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎西内(隆)委員 高知県地域改善対策奨学資金給付金の戻入金に係る債権の番号2の第2項第3号、つまり債務者の所在が不明であるときというのが1件ありますけれども、こういう状況になるというのは、例えば住民票の欠けとか、何かそういうふうな手を尽くした後、それでも不明やったということでしょうかね。

◎山中人権教育・児童生徒課長 住民票上の所在地が判明してる場合は、債務者がその住所地に居住しておらず、連絡もつかない状態であるということを確認することをもって、所在不明としています。また、債務者の転居から長期間経過したことなどによって、住民票が調査できない状態で、本籍の情報もなくて、現在の居住地を調査できない状態の場合も所在不明として扱っております。

◎西内(隆)委員 これは、その前者と後者のどっちに当たるんですか。

◎山中人権教育・児童生徒課長 この場合は、住民票等を取得できなかったというケースでございます。

◎大石委員 債権放棄のことは分かりましたけれども、当然1円でも税金ですから、額が小さいからといって軽々と使ったら駄目だと思うんです。そういった中で、最近は債権回収を弁護士に委託して回収してもらうというのが主流になってきてまして、今後の取組ということでここにも書いてますけれども、今回、こういう努力もされた上で債権放棄した

のか、それともそもそも少額だから弁護士が受けられない金額になってるのか。そのあたりはどうでしょうか。

◎**山中人権教育・児童生徒課長** 本件につきましては、回収努力を一定させていただいたということで、本課は電話相談員、回収指導員を雇用しております。その指導員によって一定電話、文書、それから弁護士に委託する予告の文書を送付するなどして一定の努力と、その上で回収が見込まれないという場合に当たって、本課のほうで協議した上で管理部会のほうに提出させていただいています。

◎**大石委員** ちょっと質問に答えていただけてないんですけども。少額だから弁護士が受けられないのかと質問したんですけども、それはどうですか。

◎**山中人権教育・児童生徒課長** この場合は、取り立てたり回収作業に一定お金がかかると。それが費用対効果に当たるのかというところで、弁護士費用や、それから電話、それと手紙等のことについての費用と、この金額を見合わせた場合、取立てに値するかということになって、放棄に値するということをごさいます。

◎**大石委員** 恐らくそうじゃないかと思ったんですけど、その考え方がそもそも正しいのかどうか。今の流れで言うと、弁護士に言いますよという脅しの手紙を出して、実際はせずに放棄してるわけですよ。確かにその御努力はされてると思うんですけど、実際弁護士とその相談員で、やることはほとんど一緒なんですよね。弁護士名で手紙を出すだけの話で。ただ、その場合のほうが高回収率が高いんですよ。そういう意味でいうと、弁護士とはよく相談したほうが良いとは思いますが、金額に見合わないから、脅しの手紙だけ出してやらないというこの判断が良いのかどうかというのを率直に思うんですけど。そこはどうなんでしょうか。部内で議論はあるんでしょうか。

◎**山中人権教育・児童生徒課長** 一応部内というか、債権の管理部会にもかけておまして、例えば、弁護士委託した際の金額は、1件につきまして36万9,050円ほどかかります。債権額が高額な人であれば17万6,000円といったところで、そこを見た場合、今回のように債権の取立てをした場合は、やはり不利となるというか、見合わないものになっていると。また、済みません。当課から連絡して、放棄案件については委託の予告は行っておりません。

◎**大石委員** ということは、この5番の債権回収業務を弁護士に委託するって、こんなわざわざ大仰に報告する必要はないんじゃないですか。そこに違和感を感じるというのと、さらに言えば、確かに1件で17万円ですけど、こういう少額のを全て一括して受けてくれるような交渉は、弁護士に対してできないんですか。というのは、これはただ手紙出すぐらいのものなので、弁護士にとってそれほど難しい業務じゃないんですよ。だから、少額のをまとめてやるから、手つけ費用とかそういうのを安くしてくださいとか、そういう努力の跡が妙に見えないなと思ったので質問してるんですけど。いかがですか。

◎**山中人権教育・児童生徒課長** 債権の弁護士委託のほうも行っておりまして、今回は、報告させていただいてるのは戻入金の報告でございます。その他の元金について、未回収の部分につきましては、弁護士委託をさせていただいています。それで、令和4年度でしたら人権教育・児童生徒課の奨学金の弁護士委託の回収実績につきましては、17件ございますので、弁護士の委託についても、しっかり働いて回収作業をしているということでございます。

◎**合田教育次長（総括）** 補足させていただいてよろしいでしょうか。御意見御もつともだと思います。教育委員会内部でも突っ込んだ議論が十分できてなかったという反省もございます。ですからこの条例の中身、あるいはその御提案のあった弁護士委託の手法なんかも含めて、事務局内でも検討させていただきます。併せて全庁的な取組でもありますので、部会のほうでも御意見あったことは協議をさせていただくような段取りをさせていただきたいと思います。

◎**橋本委員** そもそも、高知県債権管理条例の第14条第2項というのは、要は消滅時効の期間が経過したものということになっているんですよね。これ全部見たら、第2号、第3号、第2項第1号、そういう形でずっとやってるんですよね。要は、基本的には消滅してるわけですよ。私債権だから、基本的には消滅をしても援用しなければ返済義務を免れないんです。だから、こういう債権については、返す義務もあるけれども、逆に返さない義務もあるわけですよ。そういうことについての整理が、聞いてたら全然かみ合わないの、できてないのかなと思います。当然、時効が成立してますから、援用しますってやれば、そのまま返さなくていいわけですよ。そういう作業なんですよ。だからその辺をもっと整理をするべきでしょう。

◎**合田教育次長（総括）** おっしゃるとおりでございます。援用をされれば、これはもう時効ということで、こちらとしても取れないということになります。ただ、大石委員もおっしゃいましたけども、税金でお貸ししてるものですから、こちら側からもう時効が来るのでというようなことをわざわざ言うということはやりにくいので、そこは申し上げてないです。ただ、橋本委員がおっしゃったような仕組み、制度的なものは、我々も理解しているつもりでございます。

◎**橋本委員** 理解していただけたらいいんですけども、もう1つ加えて確認をしていくと、この条例の第14条第2項、要は消滅時効が迎えた債権ですね。それは何件あって、幾らあるのか。確認できますか。

◎**山中人権教育・児童生徒課長** この債権の全体像としてだと思います。貸与総額は約80億円です。返還額は約14億4,000万円、全体の18%でございます。免除額につきましては、約60億円、75%。未収額につきましては、約4億円でございます。全体の5%になっております。

◎橋本委員 質問にちゃんと答えてないんですけど。それはそれでいいですけども、大体全体的にこの問題というのは、全国で物すごく問題になってる債権なんですよね。だからそういう面で、しっかりともう1回整理をし直していただいて、きちっと対応すると。当然貸したもんですから、返してもらうのは当たり前の話。でも法制上、そこをなかなかクリアできない問題もありますから。義務と権利も生まれますので、その辺はやっぱりしっかりと精査をした対応をすべきなんだろうと。もうこの制度、基本的には18年で終わってるんですよね。あとは回収しているだけの話ですので、その辺は費用対効果も含めて、当然、債権1つ管理するには事務労力もかかるわけですよ。だから債権管理条例というのが出来上がって、合理的にやりましょうという話になってるんで、その辺お願いしたいなと思います。

◎明神委員長 要請で。

◎橋本委員 要請ではなくて、こういうことでしょうかという。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、人権教育・児童生徒課を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

それではここで昼食のため休憩といたします。再開は、午後2時とします。

(昼食のため休憩 12時45分～13時59分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《警察本部》

◎明神委員長 次に、警察本部について行います。

それでは、議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、各説明者に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎江口警察本部長 それでは、警察本部提出の条例議案3件について御説明いたします。

まず、第2号議案職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。資料④令和5年6月高知県議会定例会議案説明書(条例その他)の1ページを御覧ください。

本議案は、国において新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応する業務に従事した場合の特殊勤務手当が廃止されたことを踏まえて、当該手当を廃止しようとするものです。改正の具体的な内容については、総務部等からの説明と同様の内容となりますので、重ねての説明は省略させていただきます。

次に、第11号議案高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案について御説明

いたします。資料④令和5年6月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の5ページをお願いいたします。この条例は、道路交通法の一部改正により、特定小型原動機付自転車運転者講習が創設されることに伴い、道路交通法施行令の一部改正を考慮し、特定小型原動機付自転車運転者講習制度に係る講習手数料を新たに徴収しようとする等、必要な改正をしようとするものです。詳細につきましては、後ほど交通部長に説明させます。

最後に、第12号議案高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。説明資料は先ほどの条例議案と同じ5ページの下段になります。

この条例は、平成24年10月に県と警察が合同で、高齢者、障害者等の移動円滑化のために必要な特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準について定めたものでありますが、国家公安委員会規則である、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部が改正されることに伴い、本条例の県警察所管である信号機に関する基準を一部改正するものでございます。詳細につきましては、後ほど交通部長に説明させます。

〈交通部〉

◎明神委員長 続いて、交通部長の説明を求めます。

◎室津交通部長 まず、第11号議案高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案につきまして、お手元の青色インデックスの、警察本部議案補足説明資料の1ページをお願いいたします。

この条例は、道路交通法の一部改正により、特定小型原動機付自転車運転者講習制度が創設されることなどに伴い、道路交通法施行令の一部改正を考慮し、特定小型原動機付自転車運転者講習制度に係る講習手数料を新たに徴収しようとするなど、必要な改正をするものです。

特定小型原動機付自転車の定義につきましては、資料の中にあります「特定小型原動機付自転車とは」の欄を御覧ください。道路交通法の改正により、令和5年7月1日から、原動機付自転車のうち、最高速度や原動機の定格出力などが一定の基準以下のものを特定小型原動機付自転車と定義され、それ以外の原動機付自転車は、一般原動機付自転車とされることとなります。そこで、高知県警察手数料徴収条例、第16条第3項の表の10の項にあります原動機付自転車を一般原動機付自転車に改めるものです。

条例施行後の講習手数料の徴収については、資料の中にあります「特定小型原動機付自転車運転者講習とは」の欄を御覧ください。道路交通法の改正により、令和5年7月1日から、公安委員会は、交通の危険を及ぼす一定の危険行為を反復して行った特定小型原動機付自転車の運転者に対して、危険な運転を防止するため、必要があると認めるときは3

か月を超えない範囲内で期間を定め、特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令ができることとなります。

講習の対象となる危険行為は、信号無視や通行禁止違反など17類型が指定され、3年以内に2回以上の対象行為を行った者が、さらに特定小型原動機付自転車を運転することが、道路における交通の危険を生じさせる恐れがあると認めるときは、受講命令がなされます。

講習手数料は、令和5年7月1日に施行される道路交通法施行令、物件及び施設費に対応する額、1時間につき550円。人件費に対応する額、1時間につき1,450円と標準額が定められていることから、講習1時間について2,000円とするものです。

最後に施行日は公布の日となります。

次に、条例議案第12号、高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案につきまして、お手元の青色インデックスの警察本部議案補足説明資料の2ページをお願いします。

本件、条例改正につきましては、令和5年7月1日に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部が改正されることに伴い、同規則の引用規定の整理をするものです。

この条例で定める信号機に関する基準については、歩行者用青信号に従って、歩行者及び遠隔操作型小型車または自転車が道路を横断できる場合における、信号機の基準を定めているところ、道路交通法の一部改正等により定義される特定小型原動機付自転車は、基本的に自転車と同様の通行方法をとることとなっているため、この基準に特定小型原動機付自転車を追加し、自転車と同様の通行を確保するものです。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎西内（隆）委員 特定小型原動機付自転車の講習についてなんですけれども、これは一般原動機付自転車と、ほぼ同じような講習時間になるんでしょうかね。

◎室津交通部長 特定小型原動機付自転車は、基本的に自転車の違反者講習とほぼ同じ内容になります。

◎西内（隆）委員 例えば、いわゆる一般原動機付自転車なんかでしたら、2段階右折とかありますよね。そのあたりなんかも、きっちり講習としてあるわけですか。

◎室津交通部長 基本的に、一般原動機付自転車は免許を取得するわけなんですけれども、この特定原動機付自転車は免許なしということで、自転車に近い方法で乗れるということで今回改正されますので、講習については自転車に近いものとなっております。

◎西内（隆）委員 非常に、ちょっと大丈夫かなと、心配なところもあるんですけども。それと通行場所が歩道になるということであれば、自転車と同じで右左折の方向指示器なんかはつけなくていいということになるわけですかね。

◎室津交通部長 方向指示器はつけなければならないとなっております。

◎西内（隆）委員 今の話では、講習では自転車と同じ内容を講習するというので、その中で、指示器のことというのは盛り込まれるんですかね。

◎室津交通部長 特定小型原動機付自転車ですけれども、基本的には保安基準として、緑色の速度を示すランプを備えなければならないようになってまして、ほぼ自転車と一緒にスピードなんですけれども、20キロ以下のスピードで緑色のランプが常時ついた状態です。ハンドルの右左の、方向指示器のところへその緑色のランプが大体つくんですけれども、20キロ以下で走るときは、緑色のランプが常時ついてます。歩道の場合も、自転車通行可の歩道だけですけれども、そこを通行するときは6キロ以下で徐行して走るということで、その場合は緑色のランプが常時点滅という状態になります。

◎西内（隆）委員 それで歩道を走るときに、指示器は出さなくていいんですか。

◎室津交通部長 指示器はつけるようになってます。

◎明神委員長 その、バイクについちゅうがでしょう。

◎西内（隆）委員 そうです。私が自転車講習で習ったことを覚えてないだけかもしれませんが、自転車でするときは手で右左折を出しますわね。要は指示器をつけるということで、この特定小型原動機付自転車に乗りたい人にも自転車講習と同じ講習を受けてもらうということなんですけれども、そのときには、歩道において特定小型原動機付自転車が右左折する場合に、指示器を出さなければならないということが、講習されるかどうかというのを確認したかっただけです。

◎室津交通部長 当然、これから利用者にルールを教えるようになります。法律上はシェアリングの事業者、販売業者、利用者、それからそれを買う者に、この特定小型原動機付自転車の交通ルールを教えるという努力義務が課されておりまして、そちらと我々が連携しつつ、この新しい車両である乗り物のルールを教えていくということで、3年で2回、17種類の違反をした場合に、講習を違反者に対して行うというたてりになっております。

◎三石委員 講習とか、いろいろ書かれてますけど。販売をする側にもきちっと説明をすると。利用するほうにも、きちっと説明をするのは当然のことなんだけれども、よっぽど皆さん徹底をしていないと。例えば自動車を運転してる者も混乱するんじゃないかなと思うんですね。見慣れないものが走るわけですからね。それとか、一般の通行をしてる方とかに理解をしてもらわないかん。初めですからね。戸惑って事故も起こる可能性が非常に高いと思うんだけど、そこらあたりの手だては考えられてるんですか。

◎室津交通部長 現在委員が御指摘のとおり、新たな車両が道路を走り出すということで、利用者は当然のことながら、一般の歩行者あるいは自動車運転者に対しても、これが走り出すということを知ってもらう必要がございます。県警のほうではこれまで、大きく分けて4つ広報・啓発をやってきております。1つが、交通安全講習の機会における周知と

いうことで、各事業者あるいは安全運転管理者に対する法定講習の場で、この新たな交通のルールを説明してきているところです。

また、各種媒体を活用した広報ということで、県警のホームページ、ツイッター、ラジオ、チラシ等で、広報に取り組んでいるところであります。

それから3つ目としまして、中高生に対する周知でございます。県警ではトラフィック・セーフティ・ニュースという機関紙をつくっております、これを教育委員会を通じて、県内の高校、中学校に配布して、交通教育に利用してもらっているんですけども、それに、この特定小型原動機付自転車のルールを記載したものを作成して、現在学校のほうでルールを徹底してもらっていると。それから先般、各署の署長が、各市町村の自治体の教育長に直接機関紙を持参して、ルールを徹底するようにお願いしたところです。

最後、4点目が、県内のキックボードのレンタル事業者が、安芸郡奈半利町と吾川郡仁淀川町、それから高岡郡梶原町の3つあるんですけども、そこに対してこの新たなルールと、それから利用者に対するしっかりした交通安全教育のお願いをやっておるといところでございます。

◎三石委員 混乱が予想されますのでね。大きな事故につながりかねないことが出てくるんじゃないかと、非常に心配しますがね。なお一層この改正内容から始まって、全てを徹底していただくようお願いしたいと思います。そうしないと戸惑いますよ。そういう可能性がありますのでね。そのあたりどうですかね。

◎室津交通部長 本当にそのとおりだと思いますので、県下12署、それから関係機関団体と、しっかりと新たな交通ルール、これからそういうものが走って危険性が非常に生じてくるということを踏まえて、広報、啓発を徹底したいと思っております。

◎はた委員 法改正に伴うということなんですけれども、高知県がこのキックボードを認めるかどうか、そういう環境整備が整っているかどうかというのが、今議会でも問われていると思っております。例えば令和2年度、事故4件で、令和4年度が41件ということで、かなり普及と同時に事故が増えている。さらに交通違反で検挙されたキックボードの654件のうち65%が歩道の走行で、今回、許可された歩道のみを通ることが可能ということで、全部の歩道を通れるわけではない、そういう不確かな中で利用することで、結局利用者が多数検挙される、罰則につながっていくことになっているということで、環境整備が整っているかどうかというのが、高知県に問われると思います。視覚障害者、聴覚障害者の方、高齢者の方もそうなんですけれども、多様な方が歩道を中心に通ってます。今回その特定小型原動機付自転車が、一部歩道を通れることになることによる不安というの、各団体から上がってます。そういった交通を利用している皆さん、関係団体との調整というの、本当に十分できているのかどうか。安全に利用できれば、便利な乗り物なのかもしれないけれども、その環境がないまま拙速にしまうと、反対に事故やトラブルを増やすと

ということになりかねないので、その環境が今あるかどうかの判断について、県警本部の方はどう思われているのか。また聞き取り調査、関係団体にどう働きかけしてきて、議案提案なのか。その経過も教えてください。

◎室津交通部長 環境面ですけれども、この法の改正が、車道を通行できる、車道は左側通行というふうにルールが定まったわけでございます。委員がおっしゃるとおり、県下では自転車と、歩道と、車道の明確な分離がなかなかできてない部分もありまして、その上、確かに6キロ以下にしますと、自転車が通行不可の歩道も通行できるということで、法律で定められましたので、その環境面では懸念されることもあります。実際に道交法が改正されて、あしたから施行されるということで、我々もキックボードに実際に乗ってたりもしたんですけども、タイヤ自体もちっちゃくて、慣れないとなかなか安定性に欠ける部分も人によってはあると思いますので、事業者、それから販売業者にはしっかり、危険性とかも踏まえた利用者への教育をしてもらいたいと思いますし、我々も道路上で、そこらを踏まえた、安全に向けた活動を関係機関とやっていきたいと思います。先ほど視聴覚の障害者の方の危険性もお話をしておられましたけれども、そこもこれから、しっかり県下の状況も踏まえて、協議すべきは協議していきたいと思っております。

◎はた委員 この電動付キックボードを免許なしで乗れるというふうに進めたのは警察庁で、免許が要らないということは、当然学生を含めて急増すると思うんです。そういう環境の乗り物なので、当然各自治体の判断を尊重してると思うんです。法律が出来たから全て従えというふうに警察庁が言ってるのかどうか。それとも環境整備を整えて、条例を進めていくということを進めているのか。警察庁のスタンスとしては、法律ができたから各都道府県一斉にこなさいという指示なのかどうか。その点を教えてください。

◎室津交通部長 道路交通法の改正が国のほうで決まりましたので、これまでのいわゆる電動キックボードの経緯を踏まえましても、もちろん以前も電動キックボードはありましたけれども、これまではいわゆる原動機付自転車としての区分で、県下では台数は少ないかも分かりませんが走っておりました。その後、令和3年4月以降、産業競争力強化法に基づいて認定された新事業活動計画に従って実施される新事業活動において貸し渡される、一定の大きさ及び構造の基準を満たす、時速15キロ以下の電動キックボード。これはある部分区域を認めて走るような、国の施策としてずっとこれまで来てます。それらの運用を踏まえて、今回この法改正がされたと承知しているところであります。

◎寺内委員 部長からいろいろ説明を受けておるんですけども、道交法改正になったから、高知県警察本部として事故なく頑張っていたいただきたいと思います。各委員も心配される点ですけども、なった以上はもう致し方ないんで、その中で、講習会はどこで行うのか、そこをまず1点お聞きしたいと思います。

◎室津交通部長 講習会は今のところ免許センターでやる予定としております。

◎寺内委員 若者にとっては気軽な乗り物ということで、先ほど部長からもあったシェアリングサービスの関係ですけど、東京の例を私も調べたんで。

一会社ですけど、東京の会社では今回の利用を層が広がるチャンスだと捉えて、もう既に東京、大阪の大都会で3,000か所の貸出し箇所をつくっておるんですけど、これを25年度中には3倍の1万か所まで広げようということです。首都圏だけじゃなくて、地方の若者も、この分は期待もするところあるんで、やっぱり安全にしっかりとやっていくという。都市部との格差という点で言うたら、地方も当然これが使えることも1つだと思うんですよ。そのときに先ほど部長が言われた、シェアリングサービスの事業に対しての指導ということが、指示も来てるということで、そこが今後高知へ入ってきた場合にどのようにしていくか、そのあたりをお願いしたいと思います。

◎室津交通部長 今、いわゆる特定小型原動機付自転車のシェアリングを高知で始めるという情報は、我々も明確に把握はしてないんですけども、委員が言われたとおり、これから日本全国に発展的に広まっていくと思うんですけども、そこは販売業者、それからシェアリング業者が県下に入ってくるという情報は、もう県下12警察署とも情報収集は徹底してるところであります。入るとなれば、やはり安全第一の運用をしてもらう必要がございますので、そこをしっかりと、我々からもシェアリングで入ってくる事業者に対して、当然安全第一ということは申し送りをしたいと思えますし、そういう指導も行っていきたいと考えております。

◎寺内委員 それと注意点で、県警本部は令和4年6月6日現在で、自転車指導啓発重点地区をホームページで発表もして、高知警察署の中には、帯屋町等のアーケードが、11時から19時までは自転車通行禁止ですけど、逆を言うたら19時から次の日の11時まで自転車が通れるんですね。ということは、これキックボードが使えるようになるんで、非常に懸念するところもあるんですけど、そのあたりなんかは今後の検討になるでしょうけど、どのようにお考えでしょうか。

◎室津交通部長 今委員が言われたとおりでございまして、その時間帯での20キロモードの通行は可になるわけですけども、いわゆる歩行者専用になっている時間帯の道路は、6キロモードでも、あの道路は走れないということになってます。もう自転車と一緒に歩かないと。そこはしっかりと取締りしたいと思いますし、いわゆる自転車通行可の時間帯は、おっしゃるとおりで危険性も非常に増しますので、そこは高知署とも連携をとりつつ、指導、取締りに当たっていききたいと思います。当然その手前には広報、啓発をしっかりとやりたいと思っております。

◎中根委員 聞けば聞くほど悩ましいものが入ってきたなという印象があります。アメリカとかそういうところで爆発的に増えていて、日本ではこれまでは、先ほどおっしゃった原付と同じで免許証が要って、ナンバーが要って、自賠責をしてという形だったものが、

今度はその免許証は要りませんよということにすぽんとなってしまった。今、諸外国では随分死亡事故やいろんなことが起こっているの、逆に免許証を持たせるようにしようという動きが強まっていると聞いています。

そういう意味では、高知県にそれが入ってくるということについての、交通事情も含めて、本当にこれを導入していいのだろうか。国がもう導入したんだからと言われればそれまでなんですけど。これをそのまま、はいと言ってしまったら、本当に危険だなという思いがするんですが、高知県内というか日本の中での、例えば歩道での死亡事故とか、そういうのは捉えていらっしゃるでしょうか。

◎室津交通部長 県下における、いわゆる7月1日以前の原動機付自転車の事故は2件発生しておるということですが、軽症の事故でございます。全国ですと、今詳しい資料がございませんが、先般いわゆる特定小型原動機付自転車になる電動キックボードで初めて亡くなった死亡事故が、首都圏で発生したことは報道で承知してはるんですけども、具体的な数字は今持ち合わせていません。

◎中根委員 そういう意味では、高齢者県でもあり、それから若い人たちが自転車と同じような状況で、さらに加速される電動機が走るという点で、交通事情も十分整えられていないところにそのまま取り入れていいのかと。何かこう、ブレーキをかける手だては逆にならないものだろうか。国が決めてもね。例えば道路事情を整えてから、高知県内では取り入れましょうとか、そういう考え方は道路交通法などで無理なのであるかどうか、そのあたりを教えてください。

◎江口警察本部長 先生方も御承知のとおり、私ども憲法遵守義務を負っておるわけでございます。憲法、よくお読みになっておられると思いますけれども、国民の代表の方々を通じて行動すると。そして三権分立から始まって、その後ろに地方自治が書いてあって、法律の範囲内で地方自治が行われると。今されておられる御質問というのは、そこについての根本的な疑問を呈されておられるように聞こえるということがあるんですけども、法律で定められた場合には、通常は、地方はそれに従って行動する。地方議会で申し上げにくいんですけども、そういうふうに憲法に定められておることが前提であるかなとは、思っておるところでございます。

それから2点目として、地方にその判断を委ねるような場面というのは、なくはございません。例えば風俗営業法などで、一定のエリアについて条例に委任をして、その地方の条例で様々な規制を行っておるといった例があるところではございます。

しかしながら、道路交通行政というものは、ある地点からある地点への移動というものを目的とした行政でございます。これを各地域ごとに個別にやりますと、移動が極めて制限される可能性があるわけでございます。つまり、免許制度などについても、公安委員会は県の公安委員会で免許を出しておりますけれども、これがそれぞれ違うルールという

ことになって、例えば徳島県ではこういうものが走ってるけれども高知県では走ってない。高知県でそういうものの教育が遅れているから、高知県で免許をもらっても徳島県を走れないとか、こういうことが出てくる。例えば、電動キックボードに対する対応を、高知県の車の運転者がやっておられないということになりますと、そういう方は電動キックボードが走っている徳島県をドライブしてもらおうと困りますね、県境は超えないでくださいと。こういう話に、各県の免許制度がばらばらになってくるわけでございます。

それを、免許だけではなくて、交通制度というのは遠くの地点を結ぶ、例えば北海道の方が鹿児島、沖縄で運転しても大丈夫だということを担保するということは、道路交通法の基本的な考え方になってございまして、そういう面では、地域ごとに区々になるということはあまり望ましくないというのがございます。危険行動、道路上の危険行為などで一部分、公安委員会規則などで禁止してるところ、個別になってるところもございすけれども、基本的な発想としては、それぞれの地域ごとに走っているものが違うというような法制度にすることは、2地点間を自由に行き来するという、憲法でも保障された移動の自由などに関わるものとしては、それほど好ましくないという発想で、道路交通法令の体系というのは出来ておるといことでございます。

ですので、やはり高知県の方もこの電動キックボードに慣れていただいて、例えば都会に行っても運転でき、そういう方は困りますよと言われないうように、我々としても広報啓発、周知徹底をやっていくというのが原則であるということで、御理解をいただければと思っております。

◎中根委員　そういう、法的なたてりの部分は十分承知した上で、皆さんがこれだけ心配をしなければならない電動キックボードが導入されるということについて、大変大きな不安を持っています。それに肅々と従うだけで、本当に県民の命を守れるのかと。そういう交通、法体系がつかれるのかと。そういう点で議論をさせていただいていますので、その点をよろしく願います。

◎江口警察本部長　その点に関しましては、私どももまだまだ努力していかなければならないと。不安を抱かれているということは、やはり広報啓発の部分、周知の部分の努力にさらに一層取り組んでいく必要があると、これは十分受け止めさせていただきたいと思っておりますので、今後そういった電動キックボードについて、皆様方が安心をして、きちんと道路交通ができるような周知、広報にぜひ力を入れてまいりたいと考えます。

◎橋本委員　本部長の言われることはもっともだと思いますけれども、ただ、1つは道交法の適用の部分だけしか、この条例は適用できないということになりますよね。

◎江口警察本部長　この条例は、道路交通法が改正されたことに伴いまして、違反した方に講習を受けていただくという主目的で、むしろ、今おっしゃられているような周知に力を入れるような部分ですね、違反をされたらこの講習を受けなければならないですよと。

そういった違反者に対して、ある程度働きかけを強く行って、その知識を増やしていただくというものを目的としたもので、この条例によって、何か走ることができる、できないということが決まるわけではございません。ですので、条例がないと、ほかの県の方が来て走って違反をしても、講習も難しくなってくるということでございますので、そういう意味合いの条例改正ということでございます。

◎橋本委員 基本的には、講習の対象となるような危険行為を2回注意されると受講しなければならないということになるじゃないですか。それでも命令に従わなかったら、要は5万円の罰金を取られるということになってますよね。私が言いたいのは、この行為そのものを条例で示しているものは道交法の適用だけということでしょう。例えば、道路ではないですけども、遊歩道とか公園の中とか、いろんなどころがあるわけですよ。ざっくり言うと、そういうところは道交法の適用にならないじゃないですか。それで本当に住民の皆さんの安全安心が担保できるかという、バンバン関係ないからって使ってしまうと大変なことになるんだろうと思うんです。だからこれを警察に言うのが正しいのか、例えばそれぞれの皆さんに言って、条例できちっと制定してもらうのがいいか分からないですけども、そういうことも、1つはあるのではないかという確認をしたかったんです。

だから、ここにありますが、条例改正の趣旨というのがあって、道路交通法の一部改正に伴い新たに行うこととなる運転による交通の危険を防止するための講習手数料を徴収する、というのは分かるんです。講習の手数料を取ると。でもそれに従わなかったら罰金もありますよということで、過料5万円ということがあるじゃないですか。要は、さっきも言ったように、このキックボードが運転できる場所は道路だけではないでしょうよという話なんです。そこで、県民の皆さんの安全安心というのを脅かされてしまうと、大変なことにもなりはしませんかという話を確認したかったという。

◎江口警察本部長 例えば公園とかであれば、自転車で暴走というか、公園を突っ切るとか、あるいは駅の構内を突っ切るとか、そういった乗り物で突っ切ることができる場所というのは、確かに道路ではないんですけども、道路交通法というのは、道路を交通することを規制する法律で、例えば公園で突っ切る場合は公園管理者とか、駅の構内では駅の管理者とかがいろんな措置をとっておられるわけでございます、道路交通法というのは道路を交通する。定義がございますけど、一般交通の用に供する場所のための法律で、若干例外がございますけれども、基本的にはそういう法律で、それ以外の部分はそれ以外の管理者が担当をしておられるということで、先生方よく御存じの警察の権限は、それほどあまり手広くやることは、国民の権利義務の制限につながるという意味合いでは、警察が公園も、私有地も、ビルの中も、ショッピングセンターもということは、むしろ先生方からふだんおっしゃられておられる、警察は謙抑的だという部分からすれば、道路交通ということでやらせていただければと思います。

◎橋本委員 分かりました。一応これ道路交通法に関わる部分だけということで、捉えておいたらいいということですね。

◎江口警察本部長 道路交通法です。

◎寺内委員 本部長もお答えしてくれたので、部長。先ほど言った分、このように懸念もあるんですけど、そのために厳しくもして、講習があつて、5万円の罰金です。罰金を払うということは、前科もつくことになってきますか。これはどういう扱いなんでしょうか。

◎室津交通部長 道交法の罰金ですので、道路交通法の前科にはなるということでございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部の議案を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、警察本部より1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

審議会等の開催結果について、生活安全部長の説明を求めます。

◎北村生活安全部長 令和5年度の審議会等の開催結果について御説明いたします。お配りしております説明資料の赤色インデックス、審議会等のページを御覧ください。

警察本部生活安全企画課が所管する、公益社団法人高知県防犯協会の令和5年度第1回理事会は、令和5年5月10日に高知会館において開催されました。板原啓文副会長など8名が出席し、令和4年度事業報告及び収支決算、令和5年度事業計画案及び収支予算案、招集及び決議文などの総会決議案の審議が行われ、全議案が可決、承認されています。

続いて、同じく公益社団法人高知県防犯協会の令和5年度総会につきましては、6月1日に高知会館において開催され、岡崎誠也会長など42名により、令和4年度事業報告及び収支決算、令和5年度事業計画案及び収支予算案、役員改選、正会員の会費、決議文などの総会決議案について審議が行われました。全議案が可決承認され、議案等に関する質疑事項はございませんでした。

私からの説明は以上になります。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

(執行部退席)

以上で、議案についての審査は終わりましたが、ほかの委員会の採決が終わっていませんので、先に意見書を議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

《意見書》

◎明神委員長 それでは、次に意見書を議題といたします。

意見書案4件が提出されております。

まず、地方財政の充実・強化に関する意見書案が、県民の会、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 文言修正をお願いしたいんですけれども。

まず前文の2段落目。疲弊する職場実態っていうのを、ちょっとマイルドにさせていただいて、多忙な職場実態にある中。そのあと、新型コロナウイルスからまた、までをとって、物価高騰や多発する大規模災害。それから、本体に入って2段落目の、地方公共交通の再構築の分を、地方公共交通の維持など。それから、3行目の、把握の後に、把握し、これに見合う十分な地方一般財源総額の確保を図ること、というふうに変更をお願いしたいと。

◎ 了解しました。それでよろしく申し上げます。

◎明神委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

次に、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書案が、県民の会、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ この意見書には賛同できません。

◎ どういうところが駄目なんでしょうか。

◎ 1番のポイントは、2の非正規と会計年度任用職員の項目についてはそれぞれの市町村の裁量でやってることなので、というのがありまして。それともう一つは前文が全体的に、危機的な状況だとか、大きな原因であることは明らかであるとか、努力では限界であるとか、ちょっときついですね。

◎明神委員長 それでは正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書案が、公明党、自由民主党、県民の会、一燈立志の会、自由の風、知行合一の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 一致で。

◎ はい。全会一致でね。

◎明神委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施延期を求める意見書案が、日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ この意見書には乗れません。前回も、同じような意見書が出ておったと思うんですが、我々政府与党の進めておることでありまして、適正な課税に不可欠で、一方でまた猶予期間、導入支援、相談窓口などを丁寧に進めておる内容でございますので、どうぞよろしくお願い致します。

◎明神委員長 それでは正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。そしたら、他の委員会が終わっていないので、ここで小休にします。

(小休)

－採決の日程について協議－

◎明神委員長 正場に復します。

それでは、3日月曜日の午後1時から再開ということで、よろしく申し上げます。これで、本日の委員会を閉会いたします。

(14時58分閉会)